

岩手県告示第 645 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 5 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人室根村社会福祉協議会	一関市室根町折壁字八幡沖 116 番地	室根村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	一関市室根町折壁字八幡沖 116 番地	平成 18 年 4 月 2 日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人室根村社会福祉協議会	一関市室根町折壁字八幡沖 116 番地	室根村社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	一関市室根町折壁字八幡沖 116 番地	平成 18 年 4 月 2 日

3 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人室根村社会福祉協議会	一関市室根町折壁字八幡沖 116 番地	室根村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	一関市室根町折壁字八幡沖 116 番地	平成 18 年 4 月 2 日